豊田市広告入り窓口封筒無償提供に関する仕様書

豊田市を甲とし、豊田市広告入り窓口封筒無償提供者を乙とする。

１　無償提供内容

（１）広告入り窓口封筒（以下「封筒」という。）

　　　市が交付した各種証明書等の持ち帰り用として来庁者が利用する封筒

ア　規格及び製作予定枚数

1. 角６　（縦２２９ｍｍ×横１６２ｍｍ）　１年あたり　　６２，３００枚

合計（3年間）１８６，９００枚

1. 角２０（縦３２４ｍｍ×横２２９ｍｍ）　1年あたり　 ２０１，７００枚

合計（３年間）６０５，１００枚

　　イ　広告掲載面積

表面・裏面の下部３分の１程度

　　ウ　甲の掲載部分

広告掲載面積でない残りの部分は甲の掲載部分とし、掲載位置、サイズ等は別途甲が指定する

　　エ　甲の掲載部分の掲載期間及び掲載部分の変更

封筒の甲の掲載部分は下記の通り１年間に１回変更できる

甲の掲載部分掲載期間

第１回案　令和７年３月１日から令和８年２月２８日

第２回案　令和８年３月１日から令和９年２月２８日

第３回案　令和９年３月１日から令和１０年２月２９日

　　オ　形状、色

乙は事前に甲と協議し甲の承諾を必要とする

　　カ　無償提供期間

封筒に無償提供期間（提供期間）を記載

例：2025.3～2026.2

（２）設置台

　　　封筒を設置するための台　４９個

　　　（提供する封筒を縦に置いてもカウンターの上で安定することができる構造のもの）

２　封筒の納入場所、納入日及び納入枚数

　　乙は封筒を別表１－１～３の記載のとおりに納入しなければならない。

　　ただし、協定締結後、甲乙協議のうえ、変更できるものとする。

３　封筒の配布場所

豊田市役所庁舎内（市民課ほか１２課）

豊田市駅西口サービスセンター

１１支所・２出張所

４　甲への封筒無償提供期間

令和７年３月１日から令和１０年２月２９日までの３年間

無償提供期間が経過した封筒は、費用等は乙の責任において乙が回収を行う。封筒の無償提供期間内に封筒の仕様及び掲載内容について変更が必要な場合は、変更の３か月前までに変更事項を甲に通知し、甲乙協議の上、対応するものとする。

５　広告案の募集及び、掲載までの承認

（１）乙は広告主の募集、広告のデザインにかかる費用等を負担するものとする。

（２）乙は封筒に掲載する全ての広告主及び広告内容等については、別に定める「豊田市広告掲載要綱（平成２５年４月１日施行）」及び「豊田市広告掲載基準（平成２１年１０月１日施行）」を遵守しているもののみ掲載することができる。

（３）甲は必要があれば暴力団関係事業者の排除措置として、乙又は広告主が排除対象事業者に該当するか否か、愛知県豊田警察署へ照会することができる。また甲は照会のために必要な事務を乙へ依頼し、乙はこれに従わなければならない。

（４）乙は広告の掲載について事前に甲から承認を得なければならない。甲は乙が提出した広告案について、修正の必要があると判断した場合は、乙に修正を命じることができる。また、乙はこれに従わなければならない。

（５）乙は次の期限までに、広告案を紙又は電子データにて甲に提出しなければならない。

|  |  |
| --- | --- |
| 発行内容 | 期限 |
| 令和７年3月発行分 | 令和７年１月１０日（金） |
| 令和８年3月発行分 | 令和８年１月９日（金） |
| 令和９年3月発行分 | 令和９年１月１２日（火） |

（６）乙は新規広告案を甲へ提出するのは１か月間のうち１回までとする。ただし乙が甲へ提出済みの広告案について、市からの指導により修正を要した案についてはこの限りではない。

（７）乙は甲へ広告案を提出する場合には別紙「広告審査依頼書兼広告掲載決定書」を添えて紙又は電子データで甲へ提出しなければならない。

（８）広告募集、入稿の方法は広告代理店の定めによる。

６　封筒の増刷依頼について

1. 甲は封筒無償提供期間中に封筒に不足が生じるおそれがある場合は、乙に製作予定枚数に限らず、封筒の増刷を依頼することができる。乙は可能な範囲で封筒を増刷しなければならない。

７　その他

（１）乙は広告主に対し、甲が広告を募集しているような誤解を与えてはならない。

（２）乙は、広告の内容に関するクレーム等が発生した場合には責任を負い、速やかにクレーム等の解決に当たらなければならない。

（３）乙は、広告主に営業停止等の問題が生じた場合は、速やかに甲に報告するとともに、

当該封筒を回収しなければならない。

（４）甲が封筒の使用について適当でないと認めた場合は、当該封筒の使用及び以後の封

筒の設置を取りやめることができる。その際に乙は当該封筒を回収しなければならない。

（５）（３）、（４）の場合及び協定期間中に封筒の提供が困難になった際は、乙は、代替の

封筒を無償で甲へ速やかに提供しなければならない。

（６）（３）、（４）の場合において、乙又は広告主に損害が発生した場合、甲はその賠償の

責めを負わない。

（７）乙は、住所、氏名等に変更があったときは、甲に届け出なければならない。

別表１－１



別表１－２



別表１－３

